

## 栃木県看護協会慶弔に関する規程

(目的)

**第1条** 公益社団法人栃木県看護協会（以下「協会」という。）慶弔に関する必要な事項を定める。

(適用)

**第2条** この規程は本協会会員に適用する。

(内容)

**第3条**

(1) 死亡の場合

生花の供花及び弔辞または弔電

(2) 自然災害により生活の根拠の建物に重大な被害（半壊・全壊）があった場合  
期間については年度内限定

見舞金 10,000 円

(3) 叙勲、褒章、厚生労働大臣受章の場合

祝金 10,000 円

(規程の変更)

**第4条** この規程の変更は、理事会の議決を経て変更することができる。

附 則

この規程は、平成 12 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 21 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。